

大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県の区域外（以下「県外」という。）から本市の区域内（以下「市内」という。）への自己の意思による移住を促進し、もって人口減少の緩和及び地域経済の活性化を図るため交付する大分市移住者居住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 地方公共団体の区域外から区域内へ住所を変更することであつて、転勤、出向等の職務上の理由により、若しくは大学進学等による一時的な住所の変更又は親族等と同居して生活を共にするための住所の変更その他これらに類するものを除いたものをいう。
- (2) 移住 県外から市内に転入（県外から本市以外の県内の市町村の区域内に転入をした後の市内への転入の場合を含む。）をし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 移住日 移住をした日（前号括弧書に規定する場合には、県外から県内の市町村の区域内に転入をした日）をいう。
- (4) 転居 市内において住所を変更することをいう。
- (5) 住宅 一戸建ての建物（その敷地を含む。）で、居住の用に供するためのもの（店舗、事務所等と併用し、又は併存する建物（以下「併用住宅」という。）を除く。）をいう。
- (6) 空き家 大分市住み替え情報バンク制度要綱（平成22年12月16日施行。以下「情報バンク要綱」という。）第5条に規定する登録物件のうち、売却用に登録されている家屋（併用住宅を除く。）に係るものをいう。

- (7) 建売住宅 土地とともに販売することを目的として当該土地に建築された市内の住宅（その敷地を含む。）で、建築工事完了の日から1年を経過せず、かつ、人が住んだことのないものをいう。
- (8) 中古住宅 建築工事完了の日から1年以上経過した住宅又は人が住んだことのある住宅をいう（空き家を除く。）。
- (9) 賃貸住宅 賃貸借契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした住宅等（次号に規定するものを除く。）をいう。
- (10) 賃貸用空き家 情報バンク要綱第5条に規定する登録物件のうち、賃貸用に登録されている家屋（併用住宅を除く。）に係るものをいう。
- (11) 購入 売買契約を締結した上で当該契約に基づく金銭の支払を完了し、かつ、当該契約の目的物の引渡しを受けることをいう。

（補助対象事業及び補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかを行う事業とする。

- (1) 新築事業（市内に新たに住宅を建築し、当該住宅（建築工事完了の日から1年を経過せず、かつ、人が住んだことのないもの）に限る。以下「新築住宅」という。）に移住又は転居をする事業をいう。以下同じ。）
- (2) 購入事業（空き家、建売住宅又は中古住宅（以下「空き家等」という。）の購入をし、かつ、空き家等に移住又は転居をする事業（次号に規定する改修事業に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）
- (3) 改修事業（空き家又は中古住宅の購入をし、かつ、空き家又は中古住宅に移住又は転居をする事業であって、当該購入をした空き家又は中古住宅に修繕、模様替え等の改修を加えるものをいう。以下同じ。）
- (4) 賃貸事業（賃貸住宅又は賃貸用空き家（以下「賃貸住宅等」という。）の所有者等と賃貸借契約を締結し、当該賃貸住宅等に移住をする事業をいう。以下同じ。）

2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本人及びその世帯の構成員（以下「本人等」という。）の半数以上が、申請時において、移住日から起算して1年（市長が必要と認める期間を除く。）を経過していないこと。
- (2) 本人又はその世帯の構成員のいずれかが、補助対象事業に係る新築住宅又は空き家等の不動産登記簿に所有者として記載された登記名義人（登記名義人が共有名義の場合は、その共有名義人の一人）となること。
- (3) 定住（新築事業、購入事業及び改修事業にあつては移住後又は転居後少なくとも5年以上その住所に居住することをいい、賃貸事業にあつては移住後少なくとも5年以上市内に居住することをいう。）をする意思があると認められる者であること。
- (4) 本人等が、本市及び移住前の住所地の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 本人等が、過去においてこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 購入事業、改修事業又は賃貸事業を行う場合にあつては、購入をする空き家等又は賃借する賃貸住宅等の所有権を有する者が本人等の3親等以内の親族でないこと。
- (7) 本人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 賃貸住宅へ移住する場合にあつては、本人又はその世帯の構成員のいずれかが、申請時において、移住日から起算して3月以上1年以下の期間が経過しており、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱（令和2年4月27日施行）第3条第7号から第10号までのいずれかに掲げる要件を満たすこと。
- (9) 賃貸事業を行う場合にあつては、本人又はその世帯の構成員のいずれかが、賃借する賃貸住宅等に1年以上居住する意思があると認められる者であること。
- (10) 本人が、市内に補助対象事業に係る新築住宅又は空き家等以外の住宅（現に人が居住しておらず、又は近い将来において居住しないこととなるものに限る。）を所有している場

合にあっては、情報バンク要綱第4条第1項に規定する空き家等の登録を受け、又は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう当該住宅の取壊しその他適切な管理を行うように努めること。

- (11) 大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第1条に規定する支援金の交付の決定を受けていないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、本事業以外に、国及び地方公共団体からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象事業ごとに、別表に定める補助額の合計額に、移住を促進することを目的として交付する奨励金を加算した額とする。
- 3 前項の奨励金の額は、10万円（賃貸事業を行う場合にあっては、30万円）とする。
- 4 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の完了後市長が定める期日までに、大分市移住者居住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 契約書（新築事業を行った場合にあっては工事請負契約書、購入事業を行った場合にあっては売買契約書、改修事業を行った場合にあっては売買契約書及び工事請負契約書、賃貸事業を行った場合にあっては賃貸借契約書）の写し
- (2) 誓約書
- (3) 住宅付近の見取図並びに住宅の配置図及び平面図（賃貸事業を行う場合を除く。）
- (4) 住宅の立面図（新築事業を行う場合に限る。）及び写真（購入事業又は改修事業を行う

場合に限る。)

- (5) 住所地の世帯全員の住民票の写し
- (6) 本市の市税完納証明書及び移住前の住所地の市区町村における市区町村税完納証明書
- (7) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (8) 新築事業、購入事業又は改修事業に係る不動産の登記簿謄本
- (9) 大分市無資産証明書又は大分市土地家屋名寄帳兼課税台帳の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するとともに補助金額の確定をしたときは大分市移住者居住支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号。以下「交付決定等通知書」という。)により、補助金の不交付を決定したときは大分市移住者居住支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市移住者居住支援事業補助金交付請求書(様式第4号)に交付決定等通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条第2項の要件に該当しなくなったとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大分市移住者居住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

事業名	支援区分	補助対象経費	補助額
新築事業	新築支援	住宅の建築に要する経費	補助対象経費の額（その額が100万円を超えるときは、100万円とする。）
	引越支援	新築住宅への引っ越しに要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。） （その額が20万円を超えるときは、20万円とする。）
購入事業	仲介手数料支援	空き家等の購入に際し、仲介業務を行った者に対し支払った手数料（印紙代を除く。）	補助対象経費の額（その額が5万円を超えるときは、5万円とする。）
	購入支援	空き家等の購入に要する経費	補助対象経費の額（空き家又は建売住宅にあってはその額が100万円を超えるときは、100万円とし、中古住宅にあってはその額が50万円を超えるときは、50万円とする。）

	引越支援	購入をした空き家等への引越しに要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。) (その額が20万円を超えるときは、20万円とする。)
改修事業	仲介手数料支援	空き家又は中古住宅の購入に際し、仲介業務を行った者に対し支払った手数料(印紙代を除く。)	補助対象経費の額(その額が5万円を超えるときは、5万円とする。)
	購入及び改修支援	空き家又は中古住宅の購入及び改修に要する経費	改修に要する経費に3分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に購入に要する経費を加えた額(空き家にあつてはその額が100万円を超えるときは、100万円とし、中古住宅にあつてはその額が50万円を超えるときは、50万円とする。)
	引越支援	購入をし、及び改修した空き家又は中古住宅への引越しに要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。) (その額が20万円を超えるときは、20万円とする。)

賃貸事業	仲介手数料支援	賃貸住宅等の賃借に際し、仲介業務を行った者に対し支払った手数料（印紙代を除く。）	補助対象経費の額（その額が5万円を超えるときは、5万円とする。）
	引越支援	賃貸住宅等への引越に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。） （その額が20万円を超えるときは、20万円とする。）

大分市移住者居住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

大分市長

殿

住 所

氏 名

次のとおり大分市移住者居住支援事業補助金の交付を受けたいので、大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 世帯構成

(ふりがな) 氏 名	続 柄	生年月 日 (満年齢)	勤務先（学校）の 名称	備 考

備考 学校に通学する者は、「勤務先（学校）の名称」の欄に学校名及び学年を記入すること。

2 移住又は転居の前の住所

3 移住又は転居をした理由

4 添付書類

大分市移住者居住支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請及び実績報告のあった大分市移住者居住支援事業補助金について、次のとおり交付を決定するとともにその額を確定したので、大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付の条件

大分市移住者居住支援事業補助金不交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請及び実績報告のあった大分市移住者居住支援事業補助金について、次の理由により交付しないことに決定したので、大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

不交付の理由

大分市移住者居住支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 号で交付の決定を受けた大分市移住者居住支援事業補助金について、大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 額 円

2 添付書類
交付決定等通知書の写し

振込先	
銀行名	支店名
口座種別	口座番号
口座名義(本人名義に限る)	ふりがな

第 号
年 月 日

大分市移住者居住支援事業補助金交付決定取消通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市移住者居住支援事業補助金について、次の理由により取り消すことに決定したので大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

取消しの理由